

万慧達知識産権、大阪発明協会と共催のシリーズセミナーの第二回講演を開催

日付: Jan 21
2021

万慧達知識産権は1月19日(火)、大阪発明協会と共催の中国知的財産権シリーズセミナーの第二回講演を開催しました。セミナーはオンラインで開催され、万慧達知識産権の黄暉?シニアパートナーが中国における悪意の商標登録問題について講演しました。講演には、日本の企業、団体から59名の方々が参加されました。

今回のセミナーは万慧達知識産権と大阪発明協会が共催した中国知的財産権シリーズセミナーの第二弾であり、初回セミナーはすでに2020年12月21日開催され、日本の企業、団体からの34名の方が参加されました。今回のセミナーは、前回セミナーの影響と今回セミナーのテーマの注目度が高かったことなどより、参加者が前回より大幅に増加しました。

今回のセミナーでは、講師の黄暉先生は、商標の権利人が長い間悩まされてきた悪意の?商標登録問題について突っ込んで分析し、その対応策を解説しました。具体的には、中国における商標登録の現状、悪意の商標出願対応に関する制度上の強化及び取締の厳格化、悪意の商標登録の防止策、悪意の商標登録の対応策等でした。聴講者の方々は、大量の事例の解説にひきつけられ、興味深く聴講し、講演の後、審判問題、自社商標の登録問題等について質問されました。

今回の講演は、企業の商標管理担当者による日常業務中の権利保護の意識を強め、悪意の商標登録対応のスキルアップの面で効果があったと見られています。万慧達知識産権として、セミナー開催により企業?団体の方々と情報交換を強化し、少しでも皆様の知的財産権の管理や保護にお役立ちになればと存じております。第三回セミナーは、今年の3月9日に開催し、特許権侵害訴訟問題を取り上げる予定ですので、皆様の積極的なご参加を心よりお待ちしております。



四. 商標抜駆け登録の対応策について (四) 守りから攻めへ

◆ 事例: 「プリジストン」 商標案件
- 蘇州市中級裁判所(2016)蘇05民初572号

普利司通 VS FALSTING
プリジストン社 梁山水漆社

賠償金について
プリジストン社は、商標異議申立から、行政訴訟、本案件の権利侵害訴訟まで、長い期間の 権利保護活動や、証拠収集、専任弁護士への報酬から調査費、公証費、弁護士費用、翻訳費用、雑費費用等が発生するのは間違いなく、本案件中で合理的費用を補てんするために291,343元の賠償金を請求したのは合理的範囲内であり、当該判例はそれを認める。